

千葉県税理士会による無料申告相談 (事前予約制) 開催のお知らせ

令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告について、税理士による無料申告相談を、事前予約制により以下の日程のとおり開催いたします。

この無料申告相談では、税理士のサポートにより申告書を作成して提出できます。

また、令和元年分に災害によって資産に損害を受けた場合等の「雑損控除」につきましてもご相談いただけます。

期 間	会 場	所 在 地	相談時間
2月25日(木) 2月26日(金)	ホテルポート プラザちば2階 ※駐車場有(無料)	千葉市中央区 千葉港8-5 ※千葉みなと駅(JR・モノレール)より徒歩1分	10:00 ~16:00 〔12:00~13:00 は昼休憩です。〕

【(重要) 事前予約について】

「電話による事前予約制」により実施いたします。

予約されていない方は、原則相談をお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

また、税務署の代表電話での予約受付は行っておりませんので、必ず下記の千葉県税理士会の事前予約専用番号にお掛けください。

事前予約受付期間	事前予約専用番号	受付時間
2月10日(水) ~2月24日(水) (土・日・祝日は除く。)	070-2487-9324 ※お掛け間違いにご注意ください。	10:00~16:00 〔12:00~13:00の 時間は除きます。〕

※ 千葉東・南・西署管内にお住まいの方のみとさせていただきます、相談予定人数に達した場合は、予約をお受けすることができませんので、御了承ください。

ご注意ください！

- 申告書の提出のみの方は、受付は行っておりませんので、税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。
- 譲渡所得(土地・建物・株式などの譲渡)・贈与税の相談や複雑な内容の相談はお受けすることはできません。

○ 確定申告書の作成に当たって準備するもの

(当日、会場にお持ちください。)

- ① 令和2年分の公的年金等の源泉徴収票
- ② 給与収入のある方は令和2年分の給与所得の源泉徴収票
- ③ 小規模事業者の方は売上、仕入、経費が分かるもの(1年分を集計したもの)
- ④ 国民健康保険料、介護保険料などの支払った金額の分かる書類
- ⑤ 国民年金保険料及び国民年金基金の掛金の支払いをした旨を証する書類
- ⑥ 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書
- ⑦ ④～⑥以外の所得控除がある方は、その所得控除の金額を証する書類
なお、医療費控除のある方は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。ご来場の際に作成の上、ご持参ください(領収書では医療費控除は受けられません。)
- ⑧ 申告する方の金融機関及び口座番号の分かるもの
- ⑨ 税務署から所得税の確定申告書が送付されている方は、その申告書用紙
- ⑩ e-Taxの利用者識別番号(半角数字16桁)をお持ちの方は、利用者識別番号と暗証番号の分かる書類
- ⑪ この案内文書、筆記用具、計算器具及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び運転免許証など)の写し

※1 令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を税務署に提出された方は、参考のため、その控えをお持ちください。

※2 お一人につき概ね30分の相談時間とさせていただきますので、「医療費控除の明細書」や各種集計作業などは、ご自宅で済ませておいていただくようお願いします。
(計算書・明細書及び説明書は、国税庁ホームページからダウンロードできます)

ご来場に当たっての留意点

- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせず来場を控えていただくようお願いいたします。
- マスク着用の上、入口等でアルコール消毒液による消毒にご協力いただくようお願いいたします(マスク未着用の場合は、入場をお断りさせていただきます。)

【問合せ先】

千葉東税務署 (個人課税第1部門) ☎043-225-6811 (内線411)
千葉南税務署 (個人課税第1部門) ☎043-261-5571 (内線222・223)
千葉西税務署 (個人課税第1部門) ☎043-274-2111 (内線315)

お問い合わせの際は管轄の税務署へ連絡願います。

お電話は自動音声にてお受けいたしますので、2番を選択してください。